

東日本大震災で被災した住宅を復旧するための 災害復興住宅融資のお知らせ

東日本大震災により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）では、災害からの復興を支援させていただくため、災害復興住宅融資の受付を行っておりますので、お知らせいたします。

※ 月々のご返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになったときに一括してご返済いただく災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）は、融資金利等が異なります。「自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のお知らせ」をご覧ください（機構ホームページで入手できます。）。

■融資金利（全期間固定金利）

【令和6年8月1日現在】

加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利が異なります。また、融資金利は、原則として毎月改定します。

◆団体信用生命保険に加入する場合

・建設、購入の場合

	新機構団信	新機構団信 (デュエット (ペア連生団信))	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 0.00%	年 0.00%	年 0.00%
6年目以降 10年目まで	年 1.20%	年 1.38%	年 1.44%
11年目以降	年 1.73%	年 1.91%	年 1.97%

・補修の場合

	新機構団信	新機構団信 (デュエット (ペア連生団信))	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 1.20%	年 1.38%	年 1.44%
6年目以降	年 1.50%	年 1.68%	年 1.74%

健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

・建設、購入の場合

当初5年間	年 0.00%
6年目以降 10年目まで	年 0.77%
11年目以降	年 1.30%

・補修の場合

当初5年間	年 1.00%
6年目以降	年 1.30%

- ※ 住宅を建設する場合の土地先行資金及び中間資金の融資金利は、上表と異なります。
- ※ 上表の融資金利は、通常の災害復興住宅融資に適用される融資金利に一定期間引下げ措置を講じています。
- ※ 被災者に賃貸するための住宅を建設、購入又は補修する場合の融資金利は、上表と異なります。
- ※ 返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。
- ※ 融資金利の詳細及び最新の融資金利は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

■融資限度額

建設	土地を取得する場合（注）	購入	5,500万円	補修	2,500万円
	土地を取得しない場合				

（注） 土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。

- ※ 各所要額（建設費等）が上記金額より低い場合は、各所要額が限度となります（10万円以上1万円単位）。
- ※ 融資限度額の詳細は、3ページをご覧ください。

■お申込みいただくためには

地方公共団体が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。

- ※ 原子力災害による避難指示・解除区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方が、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、り災証明書が交付されなくても、お申込みいただけます。
 - ① 平成23年3月11日時点でお住まいになっていた避難指示・解除区域を含む市町村内に、住宅を建設又は購入する場合
 - ② 申込日現在避難指示が解除されていない区域にお住まいだった方が、当該区域を含む市町村以外に、住宅を建設又は購入する場合
- ※ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の長期避難世帯として認定された世帯の方は、申込受付期間内で、当該認定が解除されるまでの間、り災証明書の交付を受けていない場合であっても、住宅を建設又は購入する場合に限り、お申込みいただけます。ただし、長期避難世帯の認定が解除された後にお申込みいただく場合は、り災証明書の提出が必要となります。